

第 4 次

# 田原本町障害者計画

及び

第 6 期

## 障害福祉計画

第 2 期

## 障害児福祉計画

概要版



令和3年3月  
田原本町

## 策定の趣旨

田原本町では、平成28年度に『一人ひとりを大切に ともに生きる社会』の実現を基本理念とした「第3次障害者計画」を、平成29年度に「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、各種障害者施策を進めてきています。

本計画は、これらの計画が令和2年度に計画期間が満了となることから、「第4次田原本町障害者計画及び第6期田原本町障害福祉計画・第2期田原本町障害児福祉計画」を策定するものです。

## 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画とは

「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」に関する、根拠法、計画内容は以下の通りです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画内容	障害者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める	障害児通所支援・相談支援の必要量や提供体制確保等について定める

## 計画の位置づけ

国及び奈良県の障害者福祉計画をふまえるとともに、田原本町第4次総合計画（基本構想：平成29年度～平成38年度）と田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成30年度～平成34年度）を上位計画として策定します。また、他の福祉計画との整合を図り、一体的かつ効果的に推進します。

## 計画期間

本計画の期間は、「第4次障害者計画」は令和3年度から令和8年度までの6年間とし、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

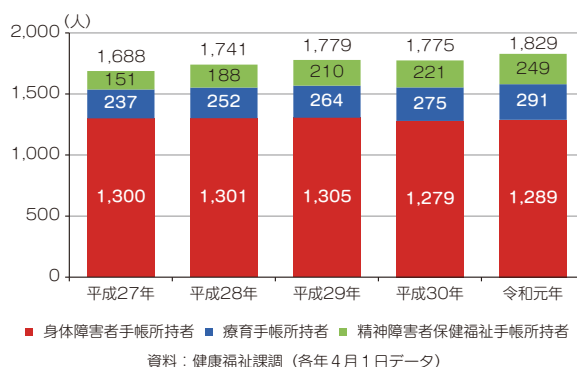
### 「田原本町障害者計画」と「田原本町障害福祉計画」の計画期間

H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
第3次障害者計画			第4次障害者計画					
第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画		

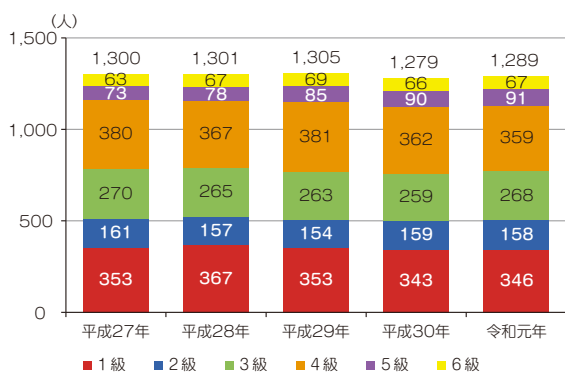
## 障がい者数等の現状

### 障害者手帳所持者数の推移

各種障害者手帳所持者数の推移をみると、平成30年に一度減少傾向となった以外は増加傾向で推移しており、令和元年では1,829人となっています。



資料：健康福祉課調（各年4月1日データ）

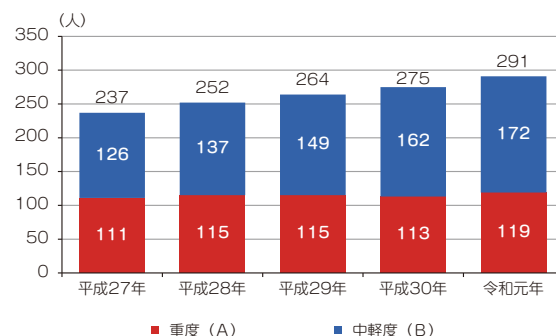


資料：健康福祉課調（各年4月1日データ）

### 身体障害者手帳所持者数の推移

平成27年からの身体手帳所持者数の推移をみると、増減を繰り返して推移しており、令和元年では1,289人となっています。

等級別にみると「1級」と「4級」が多くなっています。

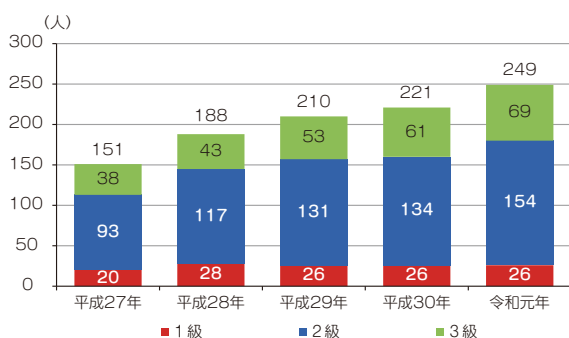


資料：健康福祉課調（各年4月1日データ）

### 療育手帳所持者数の推移

平成27年からの療育手帳所持者数の推移をみると、増加傾向で推移しており、令和元年では291人となっています。

等級別にみると「中軽度 (B)」が多くなっています。



資料：健康福祉課調（各年4月1日データ）

### 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成27年からの精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、増加傾向で推移しており、令和元年では249人となっています。

等級別にみると「2級」が多くなっています。

## 計画の基本理念

障がいのある人の自立と社会参加を促進し、障害の有無にかかわらず、誰もが誇りと尊厳を持ち、社会を構成する一員として、一人ひとりが大切にされ、ともに生きる社会の実現をめざし、「自立の支援」と「ともに生きる」を基底に、『一人ひとりを大切にともに生きる社会』を基本理念として、田原本町在住のすべての障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるやさしさあふれるまちづくりを推進します。

# 一人ひとりを大切に ともに生きる社会

## 計画の基本目標と施策の展開

基本理念である『一人ひとりを大切にともに生きる社会』の実現に向けて、以下の5つの基本目標を設定し、各施策の展開を図っていきます。

### 基本目標Ⅰ 地域で自立した生活を送るために

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりのニーズに応じた、適切なサービス利用を支援します。また、保健・医療・福祉・介護等で連携し、包括的なサービス提供を行います。

また、判断能力が不十分な状態になっても、日常の金銭管理やサービス利用支援、あるいは財産管理などの権利擁護支援を図ります。

施策の方向	施策
1 生活支援サービスの充実	① 障害福祉サービスの充実
	② 情報提供体制の充実
	③ 相談支援体制の充実
	④ 権利擁護体制の推進
	⑤ 家族介助者への支援の充実
2 保健・医療サービスの充実	① 健康づくりの推進
	② 保健・医療・福祉・介護の連携
	③ 精神保健・医療の提供
	④ 難病・医療の情報提供

### 基本目標Ⅱ 子どもの生きる力を育み伸ばすために

乳幼児期における発達障害など、障害の早期発見・早期療育への取り組みを推進します。

また、障がいのある子ども一人ひとりの状態やニーズに応じてきめ細かな教育・療育支援を行えるよう、関係機関等との連携を図り、特別支援教育の充実や進路指導の充実に努めます。

施策の方向	施策
1 障害の早期発見・早期療育	① 障害の予防と早期発見
	② 療育・訓練等支援体制の充実
2 保育・教育の充実	① 就学前児童の保育・教育の充実
	② 学校教育の充実
3 休日や放課後の生活の充実	① 遊び場や居場所づくりの推進
	② 豊かな体験や交流機会の充実

### 基本目標Ⅲ 地域社会への参加・雇用を促進するために

関係機関や事業所等と連携し、雇用に向けた企業への働きかけや一般就労への取り組み、職業教育や訓練などを行い、障がいのある人の自立のために重要な就労支援の充実に努め、就労を通じいきいきと生活できるよう支援します。

また、スポーツやレクリエーション、文化活動などの生きがいの充実につながる活動を推進するとともに、外出支援を推進します。

施策の方向	施策
1 雇用・就労の促進	① 雇用機会の拡大
	② 就労支援体制の充実
2 生きがい活動の促進	① 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進
	② 社会活動の場への参加促進

### 基本目標Ⅳ 安心して暮らせる環境をつくるために

障害の有無にかかわらず、誰もが安全に安心して暮らせるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備を進めます。

また、障がいのある人が消費者被害などの犯罪にまきこまれないよう、地域ぐるみの消費トラブル等防止に努め、大規模地震などの災害時の避難や安否確認のための体制づくり、避難所生活支援などの防災対策を進めるなど、地域における防犯・防災体制の充実に取り組みます。

施策の方向	施策
1 住みよいまちづくりの推進	① 人にやさしいまちづくりの推進
	② 外出の支援の充実
	③ 住宅環境の整備
2 防犯・防災対策の推進	① 防犯対策の推進
	② 防災対策の推進

### 基本目標Ⅴ とともに生き支えあう地域をつくるために

障害や障がいのある人に対する理解の促進を図るとともに、人権意識を高め差別の禁止や虐待防止を進め、障害の有無にかかわらず、ともに生活し、活動できる社会の実現をめざします。

また、日頃からの地域における交流を促進し、支援を必要とする障がいのある人とその家族を見守り、緊急時には支えることができるよう、支えあい、助けあいの活動を推進します。

施策の方向	施策
1 障がいのある人の理解の促進と人権の尊重	① 啓発・広報活動の推進
	② 人権教育・福祉教育の推進
2 虐待の防止	① 虐待の防止と対応体制の構築
3 地域でのふれあい、支えあいの推進	① ふれあいの機会の充実
	② ボランティア活動の促進

## 令和5年度における成果目標の設定

令和5年度を目標年度とする成果目標を、以下の通り設定します。

### ①福祉施設の入居者の地域生活への移行

項目	成果目標
令和元年度末からの施設入所者数削減数	2人
令和元年度末時点の施設入所者のうちの地域生活移行者数	2人

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	成果目標
保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置	1箇所（圏域）

### ③地域生活支援拠点等の整備

項目	成果目標
地域生活支援拠点等を整備	1箇所（圏域）
地域生活支援拠点等の機能充実に向けた、運用状況の検証及び検討の実施	年1回以上実施

### ④福祉施設から一般就労への移行等

項目	成果目標
福祉施設利用者の一般就労への移行者数 （うち、就労移行支援事業2人、就労継続支援 A 型事業1人、就労継続支援 B 型事業3人）	6人
一般就労への移行者における就労定着支援事業の利用者数	5人
就労定着率8割以上の就労移行支援事業所割合	100.0%

### ⑤障害児支援の提供体制の整備等

項目	成果目標
児童発達支援センターの設置数	1箇所
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	（構築済）
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1箇所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1箇所
医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場を設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	配置

### ⑥相談支援体制の充実・強化等

項目	成果目標
総合的・専門的な相談支援を実施する体制を確保	確保

### ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	成果目標
サービスの質の向上を図るための体制を構築	構築

## 障害福祉サービスの提供

支援を必要とする方にしっかりとサービスが届くよう、各種障害福祉サービスの提供と地域支援事業の実施を行います。

### (1) 障害福祉サービス


訪問系サービス		
居宅介護（ホームヘルプ）	重度訪問介護	行動援護
重度障害者等包括支援	同行援護	
日中活動系サービス		
短期入所（福祉型／医療型）	生活介護	療養介護
自立訓練（機能訓練／生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援 A 型
就労継続支援 B 型	就労定着支援事業	
居住系サービス		
共同生活援助	施設入所支援	自立生活援助
相談支援		
計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援
障害児通所支援		
児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	
障害児相談支援等		
障害児相談支援	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	

### (2) 地域生活支援事業【必須事業】

相談支援事業		
障害者相談支援事業	基幹相談支援センター	
基幹相談支援センター等機能強化事業	住宅入居等支援事業	
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度法人後見支援事業	
意思疎通支援事業		
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	手話通訳者設置事業	
日常生活用具給付等事業		
介護・訓練支援用具	自立生活支援用具	
在宅療養等支援用具	情報・意思疎通支援用具	
排泄管理支援用具	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	
移動支援事業	地域活動支援センター事業	手話奉仕員養成研修事業
理解促進研修・啓発事業	自発的活動支援事業	

### (3) 地域生活支援事業【任意事業】

社会参加支援事業		
訪問入浴サービス事業	更生訓練費給付事業	日中一時支援事業
レクリエーション活動等支援事業	点字・声の広報等発行事業	
奉仕員養成研修事業	自動車運転免許取得・改造助成事業	



※計画の詳細な内容については「第4次田原本町障害者計画及び第6期田原本町障害福祉計画・第2期田原本町障害児福祉計画」本編をご覧ください。  
町役場・町ホームページ等でご覧いただけます。

**第4次田原本町障害者計画及び  
第6期田原本町障害福祉計画・  
第2期田原本町障害児福祉計画  
概要版**

令和3年3月  
発行：奈良県田原本町

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町 890-1  
TEL：0744-34-2090 FAX：0744-32-2977

編集：田原本町住民福祉部健康福祉課障害福祉係